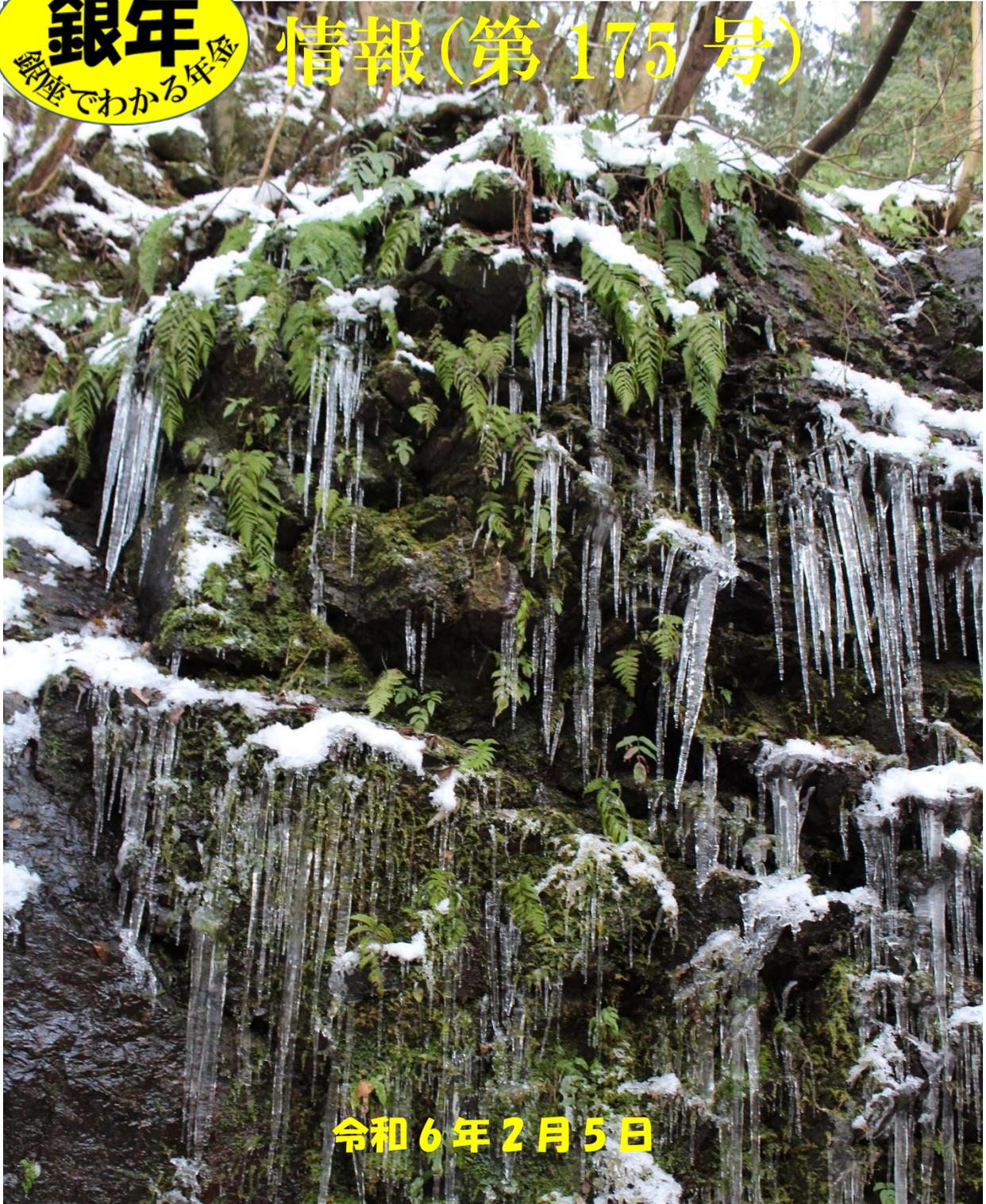




情報(第175号)



令和6年2月5日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画: 社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

令和6年度の年金額



最初にお詫びとして、諸事情から本誌の発信が3日遅れとなり、恐縮です。

さて、厚生労働省は、本年1月19日、令和6年度の年金額改定を公表し、令和5年度から**2.7%の引上げ**となります。このことについての解説をしましょう。

1 最後の砦

令和6年能登半島地震から早くも1か月以上が経過しました。多くの方が被害に苦しんでおられ心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復興を祈念しております。

被災地の映像を見ますと、建物・金銭は失われても「年金」の受給権は失われな
いとの思いを強くします。見えるものはなくなり、見えないものはなくなる
のです。

2 年金額

年金受給権がありさえすればよいのではなく、年金額が一定以上であるべきです。若いときからきちんと加入し、納付しておかなければなりません（国民年金では免除制度等があります）。そうすることで、障害・遺族年金の保障もされるのです。

令和6年度からの年金額の例は表1のとおりです。

【表1】

区分	令和5年度（月額）	令和6年度（月額）
老齢基礎年金額（満額）※1	66,250 円	68,000 円
モデル年金額※2	224,482 円	230,483 円

※1 昭31.4.1以前生まれは、67,808円

※2 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準

3 年金額改定の仕組み

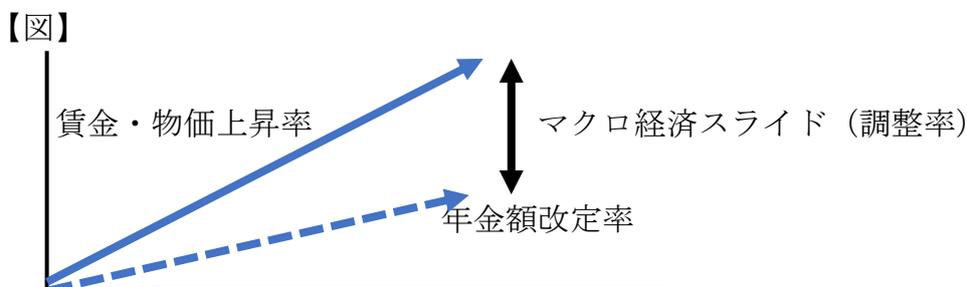
年金額の改定は、物価変動率（全国消費者物価指数に基づきます）や名目手取り賃金変動率に応じて行う仕組みです。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、名目手取り賃金変動率を用いて改定することになります。このため、令和6年度では、名目手取り賃金変動率（3.1%）を用いるところ、令和6年度のマクロ経済スライドによる調整（▲0.4%）が行われ、年金額の改定率は、2.7%となるのです。

これをマクロ経済スライドと呼び、とてもとくできた仕組みです。これによって、年金額の改定をめぐって国会が紛糾することがなくなったからです。ただし、非常にわかりにくいことも事実です。

簡単にいうと、年金額の額面を引き上げるけれども、物価変動率や名目手取り賃

金変動率より低く抑えることから、年金の実質価値を徐々に低下させていくことで、年金財政を安定化させるものです（図）。

以上からすると、「条件改定」といった呼称が合理的です（私見）。どちららにしても前記のような解説を必要とするところ、条件改定の方がより平易、かつ、実態をよく表しています。



4 国民年金保険料額

前項の仕組みでは、既に保険料が引き上げされていて、平成 29 年度にその上限に達しました。国民年金保険料額は、その当時 17,000 円となり、これを名目手取り賃金変動率に応じて改定していくことになり、表 2 のとおりとなります。

【表 2】

国民年金保険料額	16,980 円（令和 6 年度）	17,510 円（令和 7 年度）
----------	-------------------	-------------------

5 在職老齢年金の支給停止調整額

在職老齢年金制度は、標準報酬（標準報酬月額＋標準賞与額 1/12）と老齢厚生年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合には、賃金の増加 2 に対し年金額を 1 支給停止する仕組みです。賃金が伸びるにつれて年金の支給停止額は大きくなるけれども、受給する老齢厚生年金額と賃金の合計額は多くなる設計で、働くことを奨励する仕組みです。

支給停止調整額は、名目賃金の変動に応じて改定され、令和 6 年度の支給停止調整額は表 3 の通りになります。こことは、全額受給できる方の増額、一部停止されている方の受給額が多くなることを意味します。

【表 3】

支給停止調整額	48 万円（令和 6 年度）	50 万円（令和 7 年度）
---------	----------------	----------------

6 好きな仕事を継続する

あるとき、「人は強くなければ生きていくことができない。が、**優しくなければ生きていく価値がない**」との言葉を教わりました。

この言葉は社会保険に合致します。多少の嫌なこと、疲れがあっても仕事に行かなければなりません。すると必然的に社会保険料を納付することになり（国民年金では、一定以上所得があれば免除されない）、そのことは、高齢者・障害者・遺族に仕送りしていることになり、優しさを実現しています。故に、人として生きる意味があります。だからこそ、人は働かねばなりませんし、仕事を好きになるようにして継続することが大切です。